

議案第 6 7 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 0 3 号を第 1 0 5 号とし、第 9 2 号から第 1 0 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 9 1 号中「2, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に、「6 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に改め、同号を同表第 9 3 号とし、同表中第 9 0 号を第 9 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(92) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 1 5 条第 6 項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	特定動物の飼養又は保管の許可証再交付手数料	1 件につき 1, 1 0 0 円
---	-----------------------	-------------------

別表中第 8 9 号を第 9 0 号とし、第 8 8 号の次に次の 1 号を加える。

(89) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 1 8 年環境省令第 1 号）第 2 条第 6 項の規定による第一種動物取扱業の登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1 件につき 1, 1 0 0 円
---	----------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。